

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三六
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の規定により認可した件 三六
- 正 誤 三六
- 平成二十八年三月二十九日付け定例第二千七百八十三号中 三〇
- 平成二十八年九月一日付け号外第五十八号中 三〇

告 示

福島県告示第七百二十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十八年十一月二十五日から同年十二月二十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイユーエイト横塚店 福島県郡山市横塚二丁目二十七番地一
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百二十五号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項

の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。
平成二十八年十一月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

賃借権の設定等を受ける者		住所又は所在地		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	清野 政孝	伊達市保原町柱田字大沼下九六	伊達市保原町柱田字稲荷妻一三四		
農事組合法人 宮下夢ファーム	郡山市日和田町字宮ノ入一―三	郡山市日和田町字西中島一二八ほか百九筆			
渡邊 好幸	田村市船引町南移字山之内二四	田村市船引町上移字平畑前四五ほか八筆			
株式会社 J Aあがりサポ―トいしかわ	石川郡石川町字当町一〇九―八	石川郡浅川町大字中根字中根三〇七ほか四筆			
圓谷 吉幸	石川郡浅川町大字山白石字東今田三四―一	石川郡浅川町大字山白石字湯ノ下六九ほか三筆			
阿部 雅彦	相馬市新田字田中四一	相馬市百槻字神明一―ほか十三筆			
佐藤 紀男	相馬市岩子字坂脇六一	相馬市岩子字小迫二一〇―四ほか五筆			
合同会社 飯豊ファーム	相馬市新田字北沢目二一〇	相馬市新田字新田東一九一―ほか五十一筆			
坂本 雄司	相馬市岩子字大迫一九三	相馬市岩子字岩子東一七〇―一ほか六筆			
堀内 義幸	相馬市磯部字手ノ沢	相馬市磯部字山信田一三七〇―一ほか			

二
認可年月日

井 農事組合法人 ファーム永	根本 常勝	桑折 健一	平井 章市	岡田 昭一	荒 秀夫	寺島 英雄	農事組合法人 日下フアー ム	浜名 英夫	前川 正人	渡部 秀夫
いわき市三和町上永 井字大平田一六五	いわき市三和町上永 井字高戸八七	相馬市柏崎字中台一 七二	相馬市磯部字上ノ台 三二九	相馬市坪田字高松二 一一二	相馬市坪田字北田一 八八	相馬市磯部字迎七二 八一八	相馬市日下石字川中 子四九	相馬市柏崎字鶴巢野 五〇一一一	相馬市立立谷字山王一 六一	相馬市尾浜字細田四 〇六一二八市宮細田 東団地二八
いわき市三和町上永 井字大平田六九	いわき市三和町下永井字中山四三ほか 三十二筆	相馬市柏崎字表五〇ほか八筆	相馬市磯部字信成九二八ほか二筆	相馬市坪田字清水前一五二一一ほか二 十筆	相馬市坪田字八幡原三九一二ほか二筆	相馬市磯部字矢ノ目五一六ほか二筆	相馬市赤木字赤木三七三一ほか十五 筆	相馬市柏崎字上ノ台一〇ほか十筆	相馬市立立谷字上立谷二六〇ほか十八筆	相馬市磯部字矢ノ目五二八ほか五筆

平成二十八年十一月二十五日

正 誤

(農業担い手課)

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十八年三月二十九日付け定例第二千七百八十三号中

一七六	上	一三	円明寺	円明王寺
-----	---	----	-----	------

○平成二十八年九月一日付け号外第五十八号中

一	下	一八	九九六・〇七	一、〇〇五・九〇
---	---	----	--------	----------